

国及び地方公共団体による「子供の居場所づくり」を支援する施策調べについて

令和2年9月30日

1. 概要

平成29年度から、地方公共団体や民間団体等による居場所づくりの取組に資するため、各府省庁、各地方公共団体を実施する、「子供の居場所」()を設置・運営すること等に対する支援についての施策情報を毎年度一覧化しており、本年もこれに引き続き、実施状況調べを行った。

家でも学校でもなく自分の居場所と思えるような場所

2. 調査対象（これまでの施策調べと同様）

「居場所づくり」は家でも学校でもない、子供の貧困対策になりうる居場所の提供を想定。

「子供」は主に0歳～18歳を想定。特に貧困の状況にある子供に限定しない。国又は地方公共団体が行うものに限る（社会福祉協議会を經由して行う施策を含む）。

国の制度、予算に基づき地方公共団体が行う施策は、国の施策として登録。（ただし、市区町村負担分を都道府県が独自に補助する施策は都道府県の施策として登録）支援を受けた対象が事業を民間団体等に委託することが可能な施策を含む。

3. 結果

照会の結果、登録のあった施策数は、国が7件、地方公共団体が411件。一昨年度調べ（219件）、昨年度調べ（306件）と比較すると、地方公共団体の「子供の居場所づくり」を支援する施策数は年々増加している。

詳細は別表1, 2のとおり。

	計	都道府県	政令市	市区	町村
北海道・東北地方	41	5	2	20	14
関東地方	116	4	7	96	9
中部地方	76	6	1	56	13
近畿地方	75	8	10	47	10
中国・四国地方	55	14	4	28	9
九州地方	48	6	7	31	4
合計	411	43	31	278	59

1. 国が実施する「子供の居場所づくり」への支援施策について

地方公共団体が自ら、あるいは民間団体等に委託し、学習支援や生活習慣の習得支援、食事の提供等を実施する場合、それに要する人件費等の事業費に活用できる支援施策を実施している。

主な支援施策の例

A) 地域子供の未来応援交付金（内閣府）

...学習支援、生活習慣の習得支援、子供食堂など食事の提供等を含め、地域の資源を活かした子供の貧困対策を支援

B) 放課後等の学習支援・体験活動（文部科学省）

...地域住民等の協力により実施する学習支援・体験活動

C) 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子供への学習・生活支援（厚生労働省）

...生活困窮世帯の子供が主な対象

D) ひとり親家庭の子供への生活・学習支援事業（厚生労働省）

...ひとり親家庭の子供が主な対象

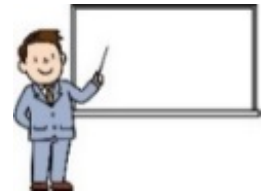
「子供の居場所づくり」に関する取組は、各地域において様々な形で行われているため、支援を望まれる民間団体等におかれては、所在の地方公共団体がこれらの施策を活用されているか、活用の予定があるか等について、まずは所在の地方公共団体へお問い合わせください。



2. 地方公共団体が独自に実施する「子供の居場所づくり」への支援施策について

どのような支援を行っているかは地方公共団体によって様々であり、例えば、支援のあり方として、以下のようなものがある。

- A) 居場所の立ち上げを補助するもの（例：福島県伊達市）
- B) 食材費、印刷費など運営費を補助するもの（例：神奈川県秦野市）
- C) 「学習支援」に特化して補助するもの（例：島根県松江市）
- D) 「子供食堂」に特化して補助するもの（例：大阪府茨木市）
- E) 公民館や学校等の既存の施設を活用した居場所づくりを補助するもの（例：愛媛県八幡浜市）
- F) 地方公共団体が、民間団体等に居場所づくりの運営を委託し、実施するもの（例：岐阜県岐阜市）



山口県の実例

山口県では、令和2年度に「地域子供の未来応援交付金」を活用し、コーディネーターを配置することで、子ども食堂が子どもたちのより身近な場所として県内各地域に広がるよう、開設・運営のサポート体制を整備する。事業実施に当たっては、「子ども食堂推進会議」を開催し、子ども食堂の社会的役割について認識を共有し、開設促進に向けた課題解決について情報交換を行い、開設しやすい環境を整備する。

また、県の施策として、「やまぐち子ども・子育て応援ファンド(子ども食堂特別枠)助成事業」によって子ども食堂の開設経費や資質向上のための研修開催費を助成し、地域の子ども食堂の拡大を図っている。

コーディネーター



子ども食堂開設・運営希望者



支援

- ・子ども食堂開設・運営に係るノウハウの提供等の支援
- ・子ども食堂開設準備講座の開催

企業

支援者

マッチング

- ・ボランティア、活動資金、物品、場所の提供

子ども食堂実施団体



支援

子ども食堂をバックアップする
山口県独自の取組(交付金事業以外)

「やまぐち子ども・子育て応援ファンド
(子ども食堂特別枠)助成事業」

子ども食堂の開設費を助成

子ども食堂の資質向上の
ための研修開催費を助成

「子ども食堂推進会議」*

*子ども食堂、福祉関係団体、地域企業、行政など関係機関



「地域子供の未来応援交付金」と地方公共団体による独自施策との組合せ

埼玉県坂戸市の取組例

坂戸市では、令和2年度に「地域子供の未来応援交付金」を活用して、教育部門と福祉部門、関係機関をつなぐコーディネーターを配置する。コーディネーターは就学援助世帯等の児童・生徒について、所属する学校等への訪問で状況把握に努めるとともに、必要に応じて福祉部門で実施する支援サービスにつなげる役割を担う。

また、市の施策として、実施している生活困窮家庭等を対象とした学習支援教室や「提案型協働事業補助金」を活用している子どもの居場所に、支援が必要な児童・生徒をつなげる。



市

坂戸市の交付金活用事業以外の施策

市の施策として、実施している生活困窮家庭等を対象とした学習支援教室

提案型協働事業補助金

市内における公益的な活動を行う市民団体を支援し、市民が主役となる自立性の高いまちづくりを推進することを目的に、事業実施に係る経費を補助